

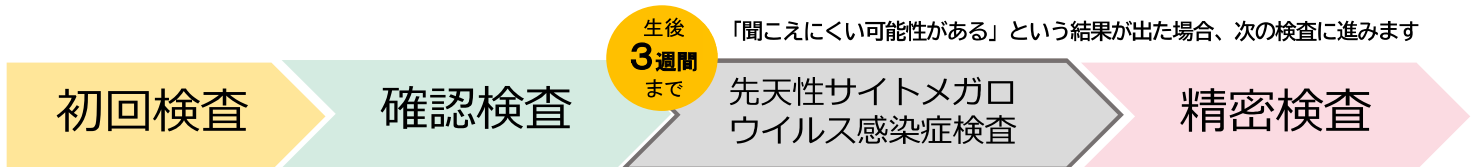
新生児聴覚検査

赤ちゃんが受ける 耳の「きこえ」(聴覚)の簡易検査です

さらに詳しい検査を受けた方がよいかどうかを調べます。
もしも「聞こえにくい可能性がある」という検査結果が出た場合、
早く専門の先生に診てもらうことができます。
痛みはなく安全で、赤ちゃんが寝ている間に10分ほどで終了します。

「きこえ」は話し言葉の習得と深い関係があります。
「きこえ」に問題があっても、早い時期に専門の機関で適切な指導を受けることで
話し言葉の発達につながる場合があります。

検査の種類と流れ



あかちゃんの聞こえの異常の原因として考えられるもののひとつに、先天性サイトメガロウイルス感染症があります。
「要精密検査」となりましたら、早めに医療機関に相談しましょう。

助成対象

つくば市に住民登録のある生後28日未満の新生児

助成内容

検査	標準実施時期	検査の種類及び助成単価
初回検査	おおむね生後3日以内	【検査日が令和8年3月31日まで】 自動ABR(ABR含む):3,000円 OAE:2,000円
確認検査 (初回検査で要再検査となった場合のみ)	おおむね生後1週間以内	【検査日が令和8年4月1日以降】 自動ABR(ABR含む):5,000円 OAE:3,000円

新生児聴覚検査の助成の受け方

検査を受ける医療機関によって助成の受け方が異なります。

A つくば市と委託契約を結んでいる 県内医療機関の場合

- (1) 新生児聴覚検査受診票に必要事項を記入
- (2) 新生児聴覚検査受診票と母子健康手帳を
医療機関窓口へ提出
- (3) 検査を受ける(初回検査・確認検査)
- (4) 助成額を超えた部分のみ自己負担として
支払い

B A以外の県内医療機関の場合

- (1) 検査を受ける(初回検査・確認検査)
- (2) 検査費用を一旦全額支払い
- (3) 翌年度末までに保健センター(桜・谷田部・大
穂)またはこども未来センターへ償還払いの申請
▼持参するもの
医師(医療機関等)が結果を記載した受診
票原本、母子健康手帳「子の保護者」の欄
「検査の記録」欄の写し、領収書及び診療
明細書の写し、振込先の口座が確認できる
もの、印鑑※確認のため母子健康手帳をお持ちください
- (4) 公費負担分について市から振り込み

C 県外医療機関の場合

- (1) 検査を受ける1ヶ月前までに県外妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚検査
・1か月児健康診査受診票申請書(市ホームページからダウンロード可)
を保健センターまたはこども未来センターへ提出
- (2) 市から検査の受け方(受診票使用または償還払い)についての連絡を受ける
 - ① 受診票を使用できる場合
A(1)~(4)と同じ
 - ② 償還払いの場合
B(1)~(4)と同じ

注意事項

- ・検査を受ける時点で作つくば市から転出されている場合は、助成の対象外となります。転出先の市区町村にお問合せください。
- ・保険診療の対象となる新生児聴覚検査については、助成の対象外となります。
- ・受診票は、やむを得ない理由があると認められた場合には、生後3か月に達する前日まで使用できます。
- ・つくば市と委託契約を結んでいない県内の一部医療機関では、つくば市新生児聴覚検査受診票が使用できません。
- ・検査を受けられる医療機関の情報については、市ホームページ(右側二次元コードからアクセスできます)をご確認ください。



お問合せ

つくば市こども未来センター 029-883-1111(代表)